

○江戸川区介護保険サービス利用者負担額助成事業実施要綱

平成13年1月1日施行

〔注〕平成24年4月から改正経過を注記した。

改正

平成18年4月1日適用

平成24年4月1日要綱第21号

平成27年4月1日要綱第57号

平成27年8月1日要綱第93号

平成28年4月1日要綱第17号

平成30年11月22日要綱第111号

令和2年8月1日要綱第203号

令和7年8月1日要綱第263号

江戸川区介護保険サービス利用者負担額助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）による保険給付に係るサービスを利用する低所得者に対し、利用者負担額の一部を助成し、もって高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

一部改正〔令和7年要綱263号〕

(利用対象者)

第2条 この事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第26条前段（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により生活保護又は支援給付の停止の決定を受けた者。ただし、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用により生活保護又は支援給付の停止の決定を受けた者を除く。
- (2) 法第9条に定める被保険者（法第13条第1項又は第2項の規定に基づき江戸川区が行う介護保険の被保険者を含む。）であって、法第19条第1項に定める要介護認定を受けたもの（以下「要介護被保険者」という。）又は同条第2項に定める要支援認定を受けたもの（以下「要支援被保険者」という。）

- (3) この事業を利用しようとする日の属する月が1月から7月までの間にあってはその月の属する年の前々年、8月から12月までの間にあってはその月の属する年の前年において、法第49条の2に規定する一定以上の所得を有する要介護被保険者（第一号被保険者であって介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）で定めるところにより算定した所得の額が令で定める額以上である要介護被保険者に限る。）でないもの
- (4) この事業を利用しようとする日の属する月が1月から7月までの間にあってはその月の属する年の前々年、8月から12月までの間にあってはその月の属する年の前年において、法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者（第一号被保険者であって令で定めるところにより算定した所得の額が令で定める額以上である居宅要支援被保険者に限る。）でないもの
- (5) 法施行日において介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第7条の規定により法第48条第1項第1号の指定があったものとみなされた特別養護老人ホーム（施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）（以下「旧老福法」という。）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）に入所している旧老福法第11条第1項第2号の措置に係る者のうち、厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成17年厚生労働省告示第409号）に定める表第2号のロ又は第3号に掲げる者でないもの
- (6) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載がされた要介護被保険者又は要支援被保険者でないもの
- (7) 区市町村住民税非課税世帯に属している者
- (8) 法第129条第1項に規定する保険料を滞納していない者

一部改正〔平成24年要綱21号・27年57号・93号・令和2年203号・7年263号〕

（他施策との調整）

第3条 対象者が、政府特別対策による江戸川区障害者ホームヘルプサービス利用者等の訪問介護利用に対する助成事業実施要綱（平成12年4月1日施行）第2条の利用対象者となる場合は、当該要綱に基づく事業の適用がこの事業に優先する。

2 対象者が、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）に規定する公費負担医療等の給付を受けている場合は、当該公費負担医療等の給付がこの事業に優先する。

3 対象者が、老人福祉法第10条の4第1項各号又は第11条第1項第2号の規定に基づく措置を受

けている場合は、当該措置の適用がこの事業に優先する。

一部改正〔平成27年要綱93号・令和2年203号・7年263号〕

(助成額)

第4条 この事業による助成額は、次に掲げる額とする。

- (1) 対象者が支給を受ける法第40条に定める介護給付（同条第7号、第8号及び第11号から第13号までに定める介護給付を除く。）の額に100分の7を乗じて得た額を超えない額とする。
- (2) 対象者が支給を受ける法第52条に定める予防給付（同条第7号から第11号までに定める予防給付を除く。）の額に100分の7を乗じて得た額を超えない額とする。

一部改正〔平成27年要綱57号・93号〕

(端数処理)

第5条 前条の助成額の算定において、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

一部改正〔平成27年要綱93号〕

(助成期間)

第6条 この事業による助成期間は、次条に定める決定をした日の属する月の初日から最大5か月後の月の末日までを超えない範囲内とする。

追加〔令和7年要綱263号〕

(助成の決定)

第7条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、対象者にこの事業による助成を決定するものとする。

追加〔令和7年要綱263号〕

(減額認定証の交付)

第8条 区長は、対象者に介護保険サービス利用者負担額減額認定証（別記様式。以下「減額認定証」という。）を交付する。

一部改正〔平成27年要綱93号・令和7年263号〕

(助成の方法)

第9条 前条の規定に基づき減額認定証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、法第8条第24項に定める居宅介護支援を受ける際、登録指定居宅介護支援事業者（法第46条に規定する指定居宅介護支援事業者でこの要綱に基づき登録された事業者をいう。）に対し、減額認定証を提示するものとする。

2 利用者は、第4条に定める助成に係るサービス（以下「対象サービス」という。）を受ける際

に、当該対象サービスを提供する登録指定居宅サービス事業者等（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び法第42条第1項に規定する基準該当居宅サービスを提供する事業者で、この要綱に基づき登録した事業者をいう。以下同じ。）又は登録介護保険施設（法第8条第25項に定める介護保険施設でこの要綱に基づき登録した施設）に対し、減額認定証を提示するものとする。

- 3 登録指定居宅サービス事業者等及び登録介護保険施設（以下「登録事業者等」という。）は、利用者に対し、提供した対象サービス（特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費及び特例施設介護サービス費の対象となるサービスを除く。以下同じ。）に係る額に100分の3を乗じて得た額を請求し、区長に対し、同サービスに係る額に100分の7を乗じて得た額を限度として、第3条から第5条までの規定に基づく助成額を請求するものとする。
- 4 利用者は、登録事業者等に対し、当該提供を受けた対象サービスに係る額に100分の3を乗じて得た額を超えて支払った場合は、第3条から第5条までの規定に基づく助成額に相当する額に至るまで、区長に請求することができる。
- 5 利用者は、区長に対し、特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費及び特例施設介護サービス費の対象となるサービスに係る額に100分の7を乗じて得た額を限度として、第3条から第5条までの規定に基づく助成額を請求するものとする。
- 6 区長は、第3項の規定に基づく登録事業者等からの請求並びに第4項及び前項の規定に基づく利用者からの請求に応じて、それぞれ審査の上、請求額を支払う。
- 7 前項の規定により、登録事業者等が、区長から支払を受けたときは、利用者はこの事業に基づく助成を受けたものとみなす。

一部改正〔平成24年要綱21号・27年57号・93号・28年17号・30年111号・令和2年203号・7年263号〕

（届出義務）

第10条 登録事業者等及び利用者は、事業者名、氏名又は住所を変更したときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

一部改正〔令和7年要綱263号〕

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 この要綱による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

一部改正〔令和7年要綱263号〕

(助成費の返還)

第12条 区長は、偽りその他不正の行為によって、助成を受けたときは、利用者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

一部改正〔令和7年要綱263号〕

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

一部改正〔令和7年要綱263号〕

付 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

付 則（平成24年4月1日要綱第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日要綱第57号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年8月1日要綱第93号）

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日要綱第17号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年11月22日要綱第111号）

この要綱は、平成30年11月22日から施行する。

付 則（令和2年8月1日要綱第203号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

付 則（令和7年8月1日要綱第263号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第6条の規定は、施行日以後に利用対象者となった者から適用し、施行日前に利用対象者となった者は、なお従前の例による。

様式（省略）